

商号と目的の決定（11月1日）

（1）商号（社名）の決定

【1】原則自由

「商号」は、会社名のことで、原則として自由に決めることができます。よく見受けられるのは、自分の名前を会社名にしている会社で、トヨタやホンダなどです。他には、その業種の名前を入れるタイプもあります。例えば、●●不動産や●●商事などです。会社名は、会社設立後でも変更することは出来ませんが、また登記料や名刺変更などで費用と手間が掛かります。企業ブランディングの面でも、長く使えて会社の特徴を表す会社名を決めてから本格的に設立準備に入るようにしましょう。

【2】商号を決める際のルール

- （イ） 会社名の前か後に、「株式会社」という文字を使用しなければなりません。
- （ロ） 「●●株式会社■支店」、「●●株式会社■部門」などのように商号中に会社の一営業部や一部門を表すような文字を使用することは出来ません。
- （ハ） ローマ字、数字、ハイフン（-）やアンバサンド（&）などの記号も使用出来ます。
- （ニ） 有名な企業の名前は使用出来ません。例：三井・三菱・住友・ソニーなど
- （ホ） 「銀行」・「保険会社」・「信託」などの商号もその事業を実際に営業する場合以外には使用出来ません。
- （ヘ） 公共良俗に違反する言葉を選定していないこと。例：賭博

【3】同一商号の調査

同じ住所に同じ名前の会社は設立することは出来ません。ほとんど無いと思いますが、念のため（2）と一緒に本店所在地予定の管轄法務局に行き、同一商号の有無を備え付けの商号登記簿で閲覧して確認しておきましょう。また、この際

に無料講座「登記申請」編で説明する OCR 用紙・印鑑届出書を法務局窓口であ
らかじめ入手しておくで手間を省くことができます。(窓口には、会社設立で
OCR 用紙等をくださいといえ渡してもらえます。)

(2) 目的 (事業内容)

【1】目的 (事業内容) とは？

これから行う予定の事業内容を考えます。いくつ事業内容を掲げても問題あ
りませんので、将来的には行うかもしれない事業も今のうちから入れておきま
しょう。

【2】目的 (事業内容) を決める際のルール

下記2つの留意点があります。

(イ) 適法性のルール

法律で禁止されている事業を目的とすること

例 : 賭博業、銃の販売業 ←違法

コンピュータによる健康診断業 ←医師法違反

(ロ) 明確性のルール

何をしている会社なのかが分かるくらいの記載がされていること

例 : ○ 経営コンサルタント業

○ 労務コンサルタント業

× コンサルタント業 ←何のコンサルタントなのか不明

○ アスレチッククラブの経営

× アスレチッククラブ等のレジャー施設の経営

【3】法務局への確認

会社法が施行され上記のような微妙な○×がかなり改善されたようですが、目
的は重要な決定事項の1つですので、ある程度決まりましたら上記(1)の同一
商号の有無のチェックを兼ねて法務局へ行き、法務局にある相談コーナーで一度

その事業内容の文言を見てもらうのが良いでしょう。

【4】許認可の必要な業種

飲食店、喫茶店、クリーニング店や美容院などは保健所の許可や届出が必要なので、事業を始める前に手続きを済ませる必要があります。

(3) 会社印鑑の作成

【1】代表印

代表印とは、登記所に登録する印鑑のことで、いわゆる会社の実印のことです。銀行に口座を開設する時や何らかの重要な契約の時に押印する非常に重要な印鑑です。通常は、会社名を入れて、中央に「代表取締役之印」などと入れます。価格は、材質にもよりますが、平均的な大きさの18mm（木製）で7,000円くらいからあり、次にご説明する銀行印・角印との3本セットで18,000円前後というものもあります。

【2】銀行印

銀行印とは、文字通り銀行預金の出し入れに使用する印鑑のことです。そのため、銀行窓口に持って行ったり、自動引落口座の申込書などにも使用したりするので、【1】の代表印とは別に作成した方が盗難などを考えた場合には安全です。

【3】角印

角印とは、請求書や領収書などに押印する四角い印鑑のことです。請求書などは別に押印が必要なわけではありませんが、角印が押してあることで会社が作成したという証拠にもなりますので、ぜひ同時に作成しておきたいです。

【4】納品日

【1】の代表印は登記の際に必要なになりますので、商号が決定しましたら早めに手配しましょう。

(4) 社長個人の印鑑証明書

社長個人の印鑑証明書は「登記用」と「定款認証用」の最低2通を用意します（少し多めに取っておくと他の場面でも使用することあるので安心です）。また、発行されてから3ヶ月以内のものという制限がありますから注意してください。